資料5

都市交通調査に関する統合プラットフォームについて

国土交通省 都市局
都市計画課　都市計画調査室

令和４年４月

統合プラットフォームのコンテンツ案

国土交通省

- 自治体担当者やまちづくり組織等による都市交通調査の効率的で円滑な実施とまちづくりにおけるデータ活用をサポート。
- 大学、民間企業、一般市民のデータ利活用を促進。

区分	コンテンツ	内容
調　査	調査ガイダンス	調査実施主体向けの調査実施の指針
	標準調査パッケージ	調査の仕様、原稿データ、調査実施マニュアル類
	調査アプリ	位置情報取得用のアプリ
	WEB調査システム	WEB調査全体のアプリ
	データチェックシステム	得られた回答データのエラーチェックを行うプログラム
データ	データ利用ガイダンス	ビッグデータの特性（解像度、頻度等）に関する情報
	都市交通調査データ	各都市圏で実施された都市交通調査のデータ
	サービスレベルデータ	交通サービスレベルのデータ
	データ申請ドキュメント	マスターデータの申請用書類
活　用	データアナライザー	都市交通調査データの集計値の簡易分析ツール
	アクティビティシミュレータ	アクティビティシミュレータ等のプログラム
	活用事例	都市交通調査に関わる各地の取り組み事例、連絡先

データアナライザーの事例

国土交通省

- 東京都市圏交通計画協議会では、PT調査データの行政担当者による利活用を促進するために、web上でデータをさわることができるwebアプリを公表している。
- データを調査時のみ使用するのではなく、行政担当者が日常的にデータに触れることができる環境を整えることが重要である。

東京PTインフォグラフの活用シーン

高齢者や子育て世帯の外出や活動の状況が知りたい！
「暮らし」ページへ >>>
市区町村別に、様々な属性の「暮らし」に係る指標が把握できます
《指標例》居住人口、外出率、ネット原単位、活動時間、活動場所

日中、どのくらいの人がいるのか知りたい！
「地域構造」ページへ >>>
東京都市圏の人々の集まる拠点を目的別、時間帯別にヒートマップ等で把握できます
《指標例》目的別集中量、時間帯別滞留人口

鉄道で通勤する人が一番多い時間帯、ボリュームが知りたい！
「交通」ページへ >>>
計画基本ゾーン別に交通手段別の移動実態が把握できます
《指標例》代表交通手段別トリップ数、分担率、時間帯別トリップ分布、トリップ時間分布、OD 交通量

住んでいるエリアと結びつきの強い市区町村が知りたい！
「生活圏」ページへ >>>
市区町村や計画基本ゾーン別に、居住者が日常生活を送っている範囲や後背圏が把握できます
《指標例》活動拠点、生活行動圏域、代表交通手段分担率

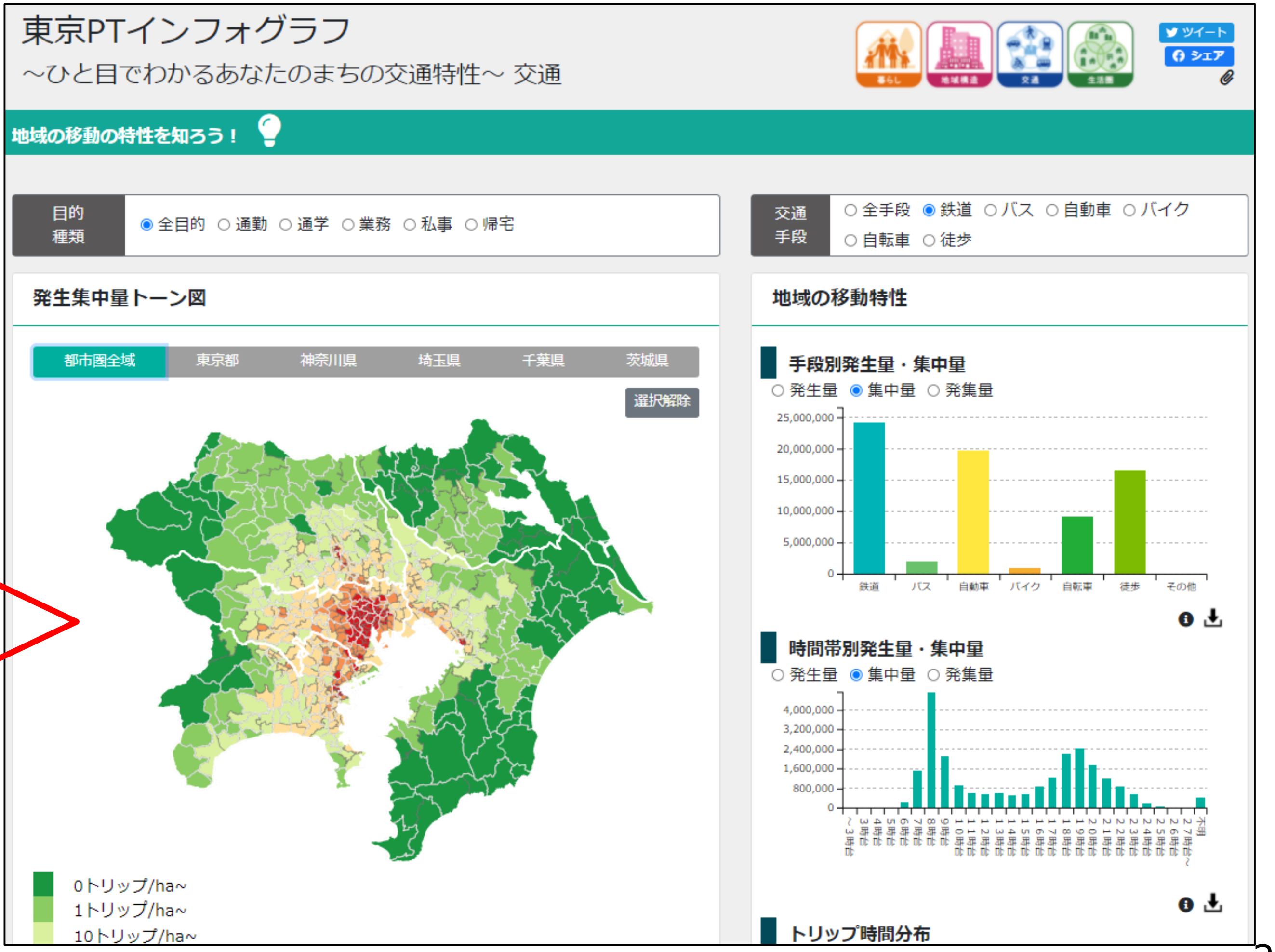

https://www.tokyo-pt.jp/info_provision/

プラットフォームの事例

国土交通省

- プラットフォームのコンテンツは、取組や検討の支援、情報発信が中心であり、調査手法に関する支援やデータ提供の実施は限定的である。
- 一般社団法人が運営する場合には、会費、事業収益、協賛金、会議の参加費等が収入源となっている。

プラットフォームの名称	プラットフォームのコンテンツ			運営主体	運営のための収入源等
	調 査	データ	活用・情報発信		
G空間情報センター	—	・データ利用ガイダンス ・各種G空間情報のデジタルデータの提供	・セミナー・シンポジウムの開催 ・ニューズレターの発行による情報配信	一般社団法人 社会基盤情報流通推進協議会	・会員費 ・事業収益 ・国庫補助金
スマートシティ官民連携プラットフォーム	—	—	・事業支援 ・マッチング支援 ・分科会の開催 ・セミナー・メールマガジン等による情報発信	スマートシティ官民連携プラットフォーム事務局（内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、デジタル庁の共同運営）	・国が直接運営
UDCイニシアチブ	—	—	・UDCの新設支援 ・UDCの取り組み事例紹介（連絡先含む） ・オンラインセミナーの開催等による情報発信	一般社団法人UDCイニシアチブ	—
全国エリアマネジメントネットワーク	—	—	・シンポジウムの開催による情報発信 ・行政への政策提言	事務局は、NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会、一般財団法人森記念財団、株式会社フロントヤードが共同で担当	・年会費 ・協賛金 ・その他の収入
JCOMM（日本モビリティ・マネジメント会議）	・職場交通マネジメントの手引きを通じた技術支援	・かしこいクルマの使い方を考える」ための基礎データ（MMに利用できる参考データ）	・施策評価のためのガイドラインを通じた技術支援 ・会議の開催及び表彰の実施・ニューズレター等による情報配信	一般社団法人日本モビリティ・マネジメント会議	・JCOMM会議の参加費 ・会員からの会費

データのオープン化のイメージ

- 各都市圏の調査結果の集計データは、プラットフォーム上で誰でもアクセス可能にする。
- マスターデータは、各調査実施主体で保管し、利用希望者は調査実施主体に申請して利用する。

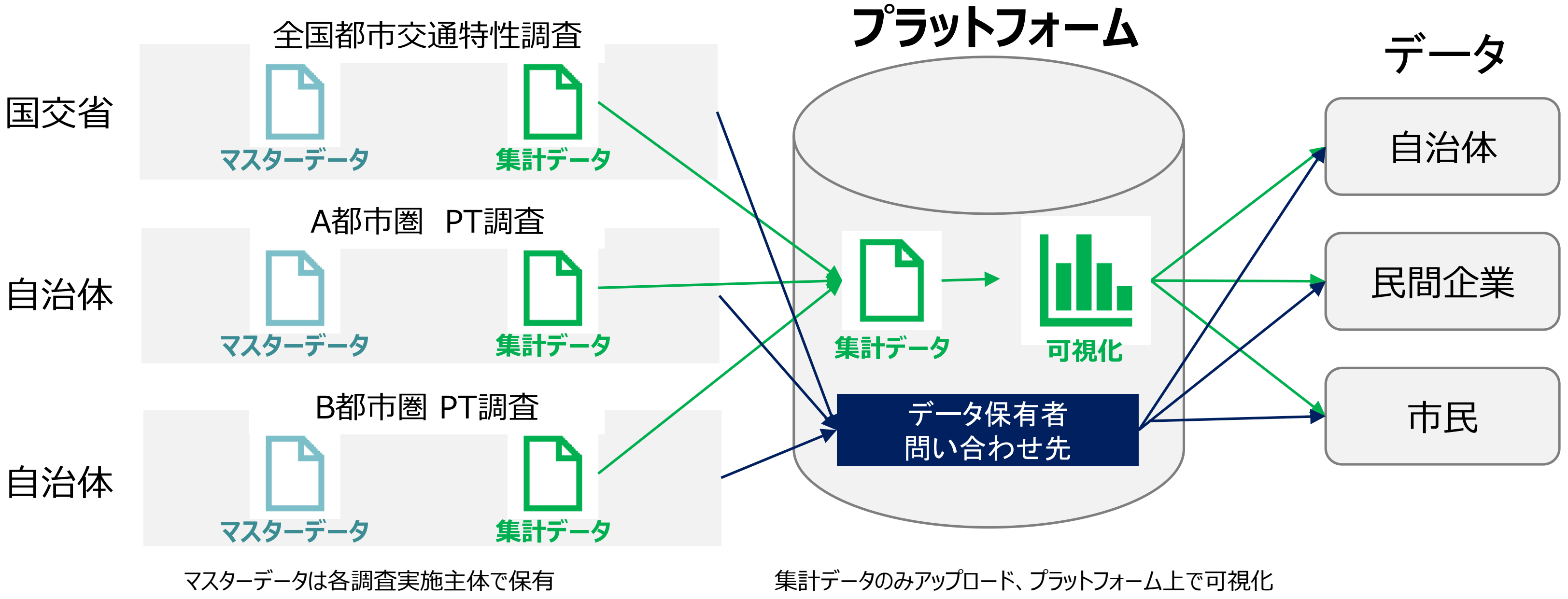

参考：統計法関連箇所抜粋

（調査票情報の二次利用）
第三十二条　**行政機関の長又は指定独立行政法人等**は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。
一　統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
二　統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）
第三十三条　行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。
一　**行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者**　統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成
二　**前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者**　当該総務省令で定める統計の作成等

ご意見いただきたい事項

国土交通省

本日
○統合プラットフォームのコンテンツ案を提示
→以下についてご意見いただきたい

・その他、プラットフォームが具備すべき機能は？
・実現にあたり考慮すべき事項は？
・取り組みを継続させるための組織のあり方とは？

今後の検討事項
①統合プラットフォームの構築・実装
・将来的な機能の拡張を見据えてホームページ等による情報共有を開始（スモールスタート）

②データアナライザーの開発
・調査データの可視化や簡易分析ツール等、簡便に内容を見ることができるシステムを開発し、統合プラットフォーム上に実装